

平成30年度から 国民健康保険税の税率が変わります

■問合せ 税務課 ☎24-5111 (内線121)

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、加入者が国民健康保険税(国保税)を出し合い、お互いに助け合う制度です。我が国の国民皆保険制度を支えている医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

村では、平成25年度に国保税の税率を改正して以来、できる限り加入者の皆さんの負担を抑えるため、税率を据え置き、基金等を使うなどして対応してきました。しかしながら、医療費の増加などから今後大幅な赤字が見込まれ、歳出に見合う歳入が得られない状況になったため、やむを得ず平成30年度から国保税の税率を改正することとなりました。国保財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年度からの新しい国民健康保険税率

区 分(対象者)		医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		(国保に加入するすべての方)		(国保に加入するすべての方)		(国保に加入する40歳以上65歳未満の方)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	所得に対して	6.00%	6.10%	2.00%	2.50%	1.10%	1.70%
資産割額	固定資産税に対して	40.00%	変更なし	10.00%	変更なし	9.00%	変更なし
均等割額	加入者1人あたり	22,500円	23,500円	9,500円	10,500円	8,000円	9,000円
平等割額	1世帯あたり	25,000円	26,000円	9,500円	10,500円	8,000円	9,000円
課税限度額		540,000円	580,000円	190,000円	変更なし	160,000円	変更なし

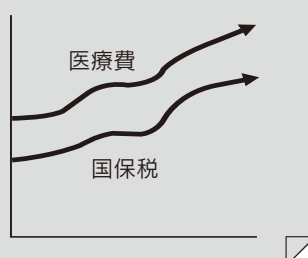
所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

前年の所得に応じて、国保税の均等割額および平等割額を7割・5割・2割に軽減する措置について、軽減判定の基準を下表のとおり改正します。

軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下	変更なし
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 27万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 49万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(33万円) + 50万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

医療費が増えると国保税も引き上げに ～医療費を有効に使うためのポイント～

国保税は医療費の推計をもとに決め、加入者が病気やけがをしたときの医療費に充てます。日頃から健康づくりを心がけ、「医療費を節約」しましょう。



- ① 同じ病気での重複受診はやめましょう。
- ② かかりつけ医を持ちましょう。
- ③ 薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。
- ④ 診療時間内の受診を心がけましょう。
- ⑤ 年に1回は健康診断を受けましょう。
- ⑥ お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。